

# 豊橋市地域保健推進協議会精神保健福祉推進部会運営要領

## 1 目的

豊橋市地域保健推進協議会設置要綱第7条に基づき、設置された精神保健福祉推進部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要事項を定め、もって、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進並びに地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的とする。

## 2 協議事項

部会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域精神保健福祉活動に関する事項
- (2) その他部会長が必要と認める事項

## 3 構成

1 部会は、次に挙げる組織の者から構成する。

- (1) 豊橋市医師会
- (2) 市内の精神科医療機関
- (3) 当事者及び家族会
- (4) 豊橋市社会福祉協議会
- (5) 愛知県精神保健福祉センター
- (6) 愛知県豊橋警察署
- (7) 東三河児童・障害者相談センター
- (8) 豊橋市関係各課
- (9) その他部会長が適当と認めた組織の者

2 部会長および副部会長

- (1) 豊橋市地域保健推進協議会設置要綱第7条の規定に基づき、部会長を置く。
- (2) 副部会長は部会長が指名する。
- (3) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

## 4 会議等

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、必要に応じて開催する。
- (2) 会議の議長は、原則として部会長とする。ただし、協議内容に応じて、部会長があらかじめ指定した者を議長とすることができる。
- (3) 部会長は、協議の内容に応じて、構成組織の者以外の学識経験者等の必要な者を出席させることができる。

## 5 協議内容の申し出

- (1) 構成員は精神保健福祉に関する事項を検討する必要がある場合には、部会長に申し出るものとする。
- (2) 部会長は構成員から申し出があったときには、精神保健福祉に関する事項を検討するため、できるだけ速やかに部会を招集するものとする。

## 6 会議等の公開

- (1) 部会の会議は、原則公開とする。ただし、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条第1項各号に規定する非公開情報（以下単に「非公開情報」という。）が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、当該会議がその一部又は全部を公開しない旨を議決したときは、この限りでない。
- (2) 部会の会議録及び会議資料は、原則公開とする。ただし、これらに非公開情報が記録されている場合は、当該部分は非公開とする。

## 7 報告

部会の会議での決定事項及び協議内容結果は、直近の豊橋市地域保健推進協議会の会議に報告するものとする。

## 8 記録の保管

部会長は、部会の会議の記録を準備し、これを適切に保管する。

## 9 庶務

部会の庶務は、健康増進課において処理する。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定めることができる。

附則 この要領は、平成11年9月 2日から施行する。

附則 この要領は、平成14年6月18日から施行する。

附則 この要領は、平成15年9月24日から施行する。

附則 この要領は、平成20年2月 7日から施行する。

附則 この要領は、平成22年4月 1日から施行する。

附則 この要領は、平成30年6月 1日から施行する。